

平成28年度 第1回伊勢崎市総合教育会議

次 第

日 時 平成28年5月30日（月）
午後3時30分～
場 所 市役所東館5階第4会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 教育委員長あいさつ

4 委員自己紹介

5 署名委員の指名

6 報告事項

（1）伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について

【資料1-1～2】

7 協議事項

（1）外国籍児童に対する学習指導・支援について

【資料2-1～3】

（2）伊勢崎市のグローバル教育について

【資料3-1～3】

8 その他

9 閉 会

伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会条例（案）について

パブリックコメント（意見募集）の内容

この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）の規定に基づき、伊勢崎市が設置する伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会をはじめ、伊勢崎市いじめ問題調査委員会、伊勢崎市いじめ問題再調査委員会の組織に関し必要な事項を定めるものです。

【 制 定 内 容 】

「伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会」について

1 所掌事項について定めます。

連絡協議会は、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るための事務を所掌します。

2 組織について定めます。

連絡協議会は、地方法務局、警察、児童相談所、青少年育成団体、関係行政機関、学校教育に関係する者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命をし、委員 13 人以内で組織します。

3 任期について定めます。

委員の任期は、1 年とし、再任されることができるとします。

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とします。

4 会長について定めます。

会長は、委員の互選により定めます。また、会長は会務を総理し、連絡協議会を代表します。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理します。

5 会議について定めます。

連絡協議会の会議は、会長が招集し、議長となります。

連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないこととし、可否同数のときは、会長の決するところによることとします。

6 関係者の出席等について定めます。

会長は、連絡協議会において必要であると認めるときは、関係者の出席を求めその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができます。

7 委任について定めます。

この条例に定めるもののほか、連絡協議会に関し必要な事項は教育委員会が別に定めます。

「伊勢崎市いじめ問題調査委員会」について

1 所掌事項について定めます。

調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査についての事務を所掌します。

2 組織について定めます。

調査委員会は、医療、法律、心理、学校教育に関する専門的な知識及び経験を有する者並びに学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命をし、委員5人以内で組織します。

3 任期について定めます。

委員の任期は、教育委員会の諮問のあった日から当該諮問に係る調査を終えた日までとします。

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とします。

4 委員長について定めます。

委員長は、委員の互選により定めます。また、委員長は会務を総理し、調査委員会を代表します。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理します。

5 会議について定めます。

調査委員会の会議は、委員長が招集し、議長となります。

調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないこととし、可否同数のときは、委員長の決するところによることとします。

6 関係者の出席等について定めます。

委員長は、調査委員会において必要あると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができます。

7 委任について定めます。

この条例に定めるもののほか、調査委員会に関し必要な事項は教育委員会が別に定めます。

「伊勢崎市いじめ問題再調査委員会」について

1 所掌事項について定めます。

再調査委員会は、市長の諮問に応じ、重大事態に係る事実関係を明確にするための再調査についての事務を所掌します。

2 組織について定めます。

再調査委員会は、医療、法律、心理に関する専門的な知識及び経験を有する者並びに学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱又は任命をし、委員4人以内で組織します。

3 任期について定めます。

委員の任期は、市長の諮問のあった日から当該諮問に係る調査を終えた日までとします。

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とします。

4 委員長について定めます。

委員長は、委員の互選により定めます。また、委員長は会務を総理し、再調査委員会を代表します。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理します。

5 会議について定めます。

再調査委員会の会議は、委員長が招集し、議長となります。

再調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないこととし、可否同数のときは、委員長の決するところによることとします。

6 関係者の出席等について定めます。

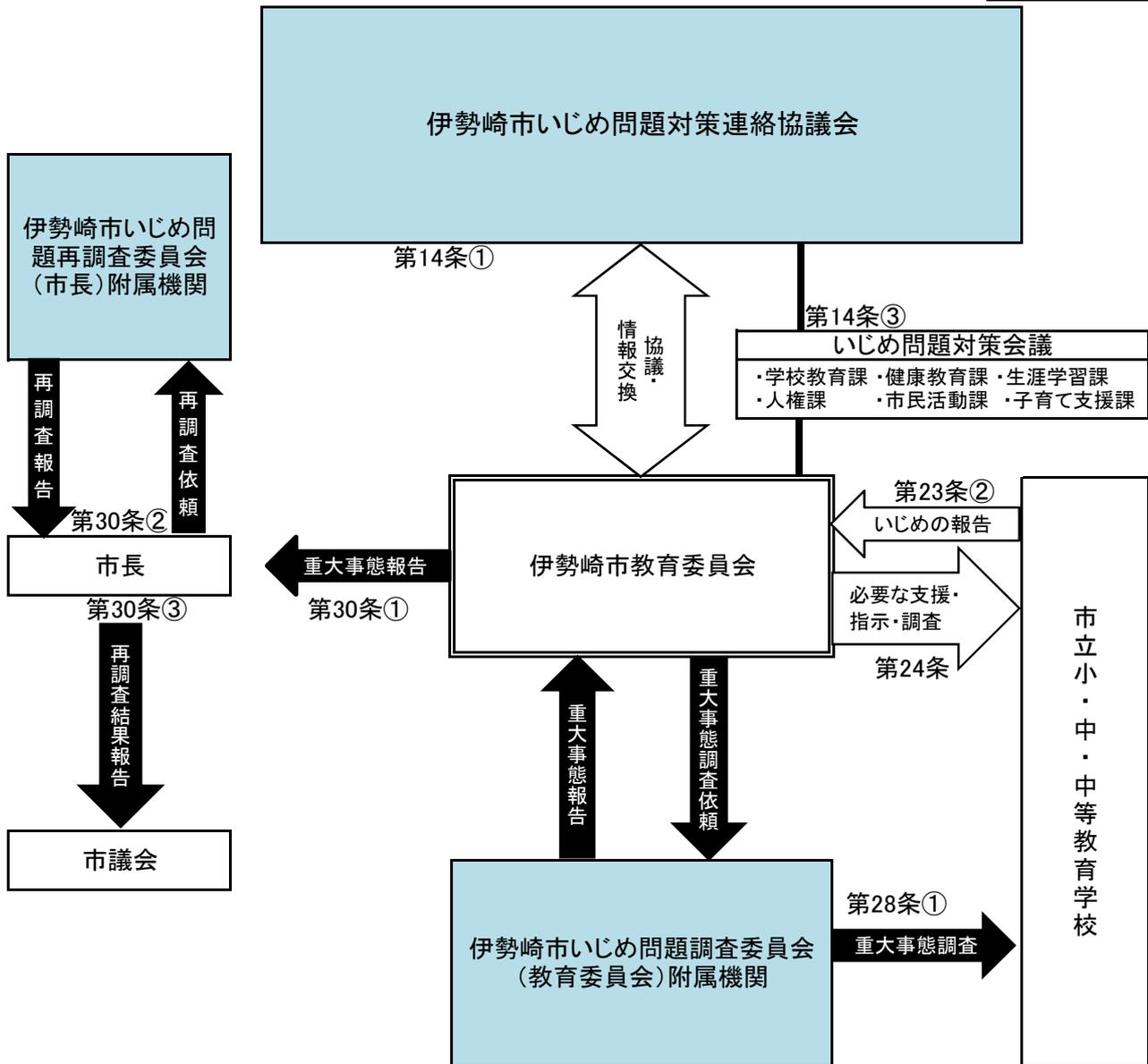
委員長は、調査委員会において必要あると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができます。

7 委任について定めます。

この条例に定めるもののほか、再調査委員会に関し必要な事項は教育委員会が別に定めます。

伊勢崎市いじめ対策組織(案)

資料1-2



※関係条文

- ・第14条① 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。
- ・第14条③ 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行えるようにするための必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。
- ・第23条② 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときには、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- ・第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。
- ・第28条① 学校の設置者や又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者や又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- ・第30条① 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。
- ・第30条② 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- ・第30条③ 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

外国籍児童生徒に対する支援について

1 外国籍児童生徒数（平成 27 年 5 月 1 日現在）

小学校 636人 全体に占める割合 5.2%

中学校 300人 全体に占める割合 4.8%

2 支援内容

① 初期対応校の設置（小学校 4 校：南、広瀬、赤堀東、境）

- ・入学手続き及び学校生活での必要な指導を重点的に行うため、初期対応校を設ける。
- ・本人及びその保護者は、入学に関する説明を受けた当日、南小学校でも入学相談を受けることができる。ここでは、本市滞在予定や学習希望をもとに、通学区の学校への編入や拠点校への移籍、外国人学校の紹介などの対応を行う。
- ・入学手続き後の 5 日間は、各初期対応校で初期適応指導を受けることができる。初期対応校は、拠点校のうち適応指導助手を原則午後に 2 時間、月曜から金曜まで配置する。

② 拠点校の設置

（小学校 8 校：南、豊受、殖蓮第二、広瀬、坂東、赤堀東、境、境東）

（中学校 2 校：第四、境南）

- ・児童生徒は、通学区を緩和し籍を移して、拠点校で指導を受けることができる。ここでは、より徹底した日本語指導や母国語による補充的な指導を行うため、日本語教室設置校のうち適応指導助手を原則午前 4 時間、月曜から金曜まで配置する。

③ 日本語教室の設置／16 校

（小学校 11 校：南、殖蓮、茂呂、豊受、北二、殖二、広瀬、坂東、

赤堀東、境、境東）

（中学校 5 校：第一、第二、第四、殖蓮、境南）

- ・外国籍児童生徒の早期適応のため、日本語教室を設置するとともに、県費加配教員を日本語担当教員として担当させ、指導の充実を図る。

④ 外国籍児童生徒学校生活適応指導助手の配置（24 名／32 校園に派遣）

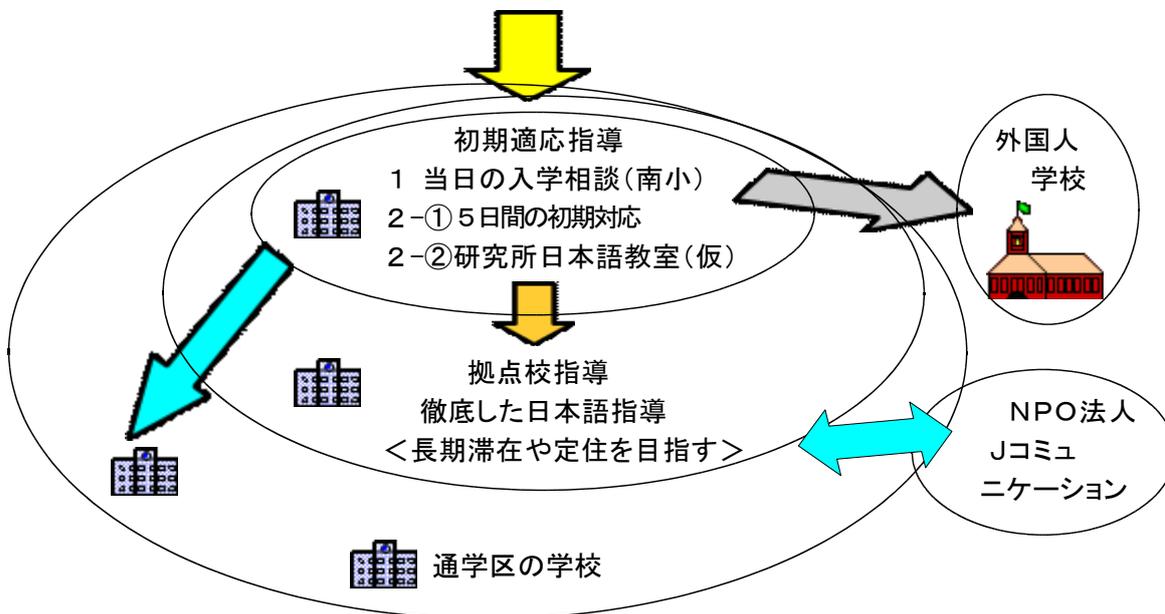
- ・日本語教室支援のため、外国語に堪能な臨時職員を市単独で雇用し配置する。なお、適応指導助手は、日本語教室設置校以外の学校園にも必要に応じて派遣する。

⑤ その他

- ・日本語教室担当教員や外国籍児童生徒学校生活適応指導助手の指導力を強化するため、研修の計画的な実施や大学や研究機関等との連携の充実などにより、指導方法や教材についての研究に努める。
- ・外国籍保護者や外国籍ボランティアなど地域の教育力や、県・市国際担当課などの行政機関、NPO 法人 J コミュニケーションとの連携を積極的に進めるなど、指導体制の整備を進める。

外国籍児童生徒受け入れの流れ

海外より転入(在日外国人学校から初めての転入を含む)



☆初期適応指導



- ◎南小学校
- ◎広瀬小学校
- 赤堀東小学校
- 境小学校

☆研究所日本語教室(仮)
(6週間を限度とする)

- 新規編入学を希望する外国籍児童生徒およびその保護者は、編入学に関する説明を受けに来た当日(入学相談、対応は南小学校)および入学手続き後の5日間、初期適応指導校で初期適応指導を受けることができます。対応言語や地区により、相談が必要な場合もあります。
- 初期適応指導は、入学手続きに必要なとされる説明、及び入学後、受入該当校での生活にスムーズに適応ができるように、最低限必要となる学校生活上のルール説明について、重点的に指導が行われます。

☆拠点校指導(初期適応指導を含む)



- ・南小学校
- ・広瀬小学校
- ・豊受小学校
- ・境小学校
- ・第四中学校
- ・殖蓮第二小学校
- ・坂東小学校
- ・赤堀東小学校
- ・境東小学校
- ・境南中学校

- 長期滞在や定住を目指すため、日本語や日常生活習慣の適応指導及び国語や算数等の補足的な学習指導等について、より徹底した日本語指導を希望する児童生徒は、通学区を緩和し、拠点校に籍を移して指導を受けることができます。ただし、その通学については保護者が責任をもって行うことが条件です。

◇外国人学校(参考)

- ・プレイグラウンドブラジル人学校
- ・サグラド コラソン デ ヘスス(ペルー)



子ども日本語教室未来塾業務委託について

- 1 委託件名 子ども日本語教室未来塾業務委託

{	帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業 II 定住外国人の子供の就学促進事業	}
---	--	---
- 2 委託先 NPO法人Jコミュニケーション(理事長 高橋 清乃)
- 3 委託期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
- 4 業務目的 市内小中学校に在籍する外国籍児童生徒等が、円滑に教育環境に適応できるよう、日本語の習得や教科学習等を支援し、就学の確保、促進に寄与することを目的とする。
- 5 業務内容 子ども日本語教室未来塾業務委託の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 本市の小中学校に在籍している外国籍児童生徒等に対して、週休日及び学校休業日に日本語及び教科学習等の支援を行う。
 - (2) 本事業における外国籍児童生徒等の支援等に関する進捗状況について、学校と情報共有及び連絡調整を行う。
- 6 業務実施体制 業務実施体制については、次のとおりとする。
 - (1) 子ども日本語教室未来塾（小学生クラス 10 名及び、中学生クラス 6 名）
 - ① 本市の小中学校に在籍している外国籍児童もしくは、帰化により日本国籍を有しているが日本語及び教科学習等の支援が必要な児童等を対象とする。
 - ② 指定した土曜日（小学生：9:30～11:30、中学生：13:30～15:30）に、本町教室（伊勢崎市本町 20-1 SOA ビル）、緋の郷教室（伊勢崎市昭和町 1712-1 緋の郷）において、年間 4 3 回実施する。
ただし、夏季休業中の緋の郷において、サマースクールとした教室を 3 回実施し、年間回数に含めるものとする。
 - ③ 児童・生徒等の支援内容については、支援記録票等の作成により適切且つ継続した支援が受けられるよう措置を講ずるものとする。
 - (2) 児童生徒が円滑に教育環境に適応できるよう、日本語指導や教科学習の支援等に関する状況を学校と情報共有し連携を図るものとする。
なお、学校との連絡調整（以下、連絡調整という。）については、学校教育課、日本語教室等教諭及び業務受注者にて、年 2 回（前期、後期）行うものとする。
 - (3) 児童生徒の日本語習得状況の把握と目標設定、情報共有のために、研究所 課題別自主研究班(日本語教育研究班)の研究物「日本語ステップ」を用いる。

伊勢崎市のグローバル教育について

1 趣旨

現代社会は、多様な価値観・考え方が存在・交錯する変化が激しく先行きが不透明な社会に移行しつつあります。このような社会の中で、伊勢崎市民としてふるさと伊勢崎に愛着や誇りを持つとともに、夢や希望を持ち、グローバル化する社会を、たくましく生き抜く人材を育成することが、本市の考えるグローバル教育の目的です。

本市の考えるグローバル教育は、イコール英語教育ではありません。国際理解教育（外国籍児童が母国語を紹介したり、その保護者が母国の音楽や踊りを紹介したりするワールド集会など）や外国籍児童生徒への日本語教育など多様性を学ぶ教育や、伊勢崎ふるさと学習により地域に誇りをもつ教育なども、グローバル教育として考えています。

2 目指す子ども像

- (1) ふるさと伊勢崎の伝統、文化、歴史に愛着と誇りをもつ子ども
- (2) 社会と積極的にかかわり、よりよいコミュニティを築いていこうとする子ども
- (3) 夢や希望をもち、たくましく生き抜き、未来の伊勢崎市をつくる子ども

3 具体的な取組

(1) 小中一貫プログラム・中等教育学校英語教育の取組について

本市では、伊勢崎市が独自に作成した「小中一貫英語力向上プログラム」を活用し、2013年度（平成25年度）より、文部科学省教育課程特例校として、全小学校で週1時間の英語科の授業を実施しています。小中学校が、このプログラムをもとに授業を行うことで、9年間で「話す・聞く・書く・読む」の4領域をバランスよく学ぶことができている。また、四ツ葉学園では先進的な取組を行っています。

(2) 伊勢崎ふるさと学習の取組について

本学習は自分が生活しているふるさとを見つめ、ふるさとのよさを学び、ふるさとに誇りを持ち、伊勢崎市民として、伊勢崎から世界に目を向けることができる児童生徒を育むことを目的に、全小中学校の全学年で実施しています。昨年度、全小中学校でふるさと学習に係る全体計画等の作成を完了し、本年度から本格的に実施をしています。

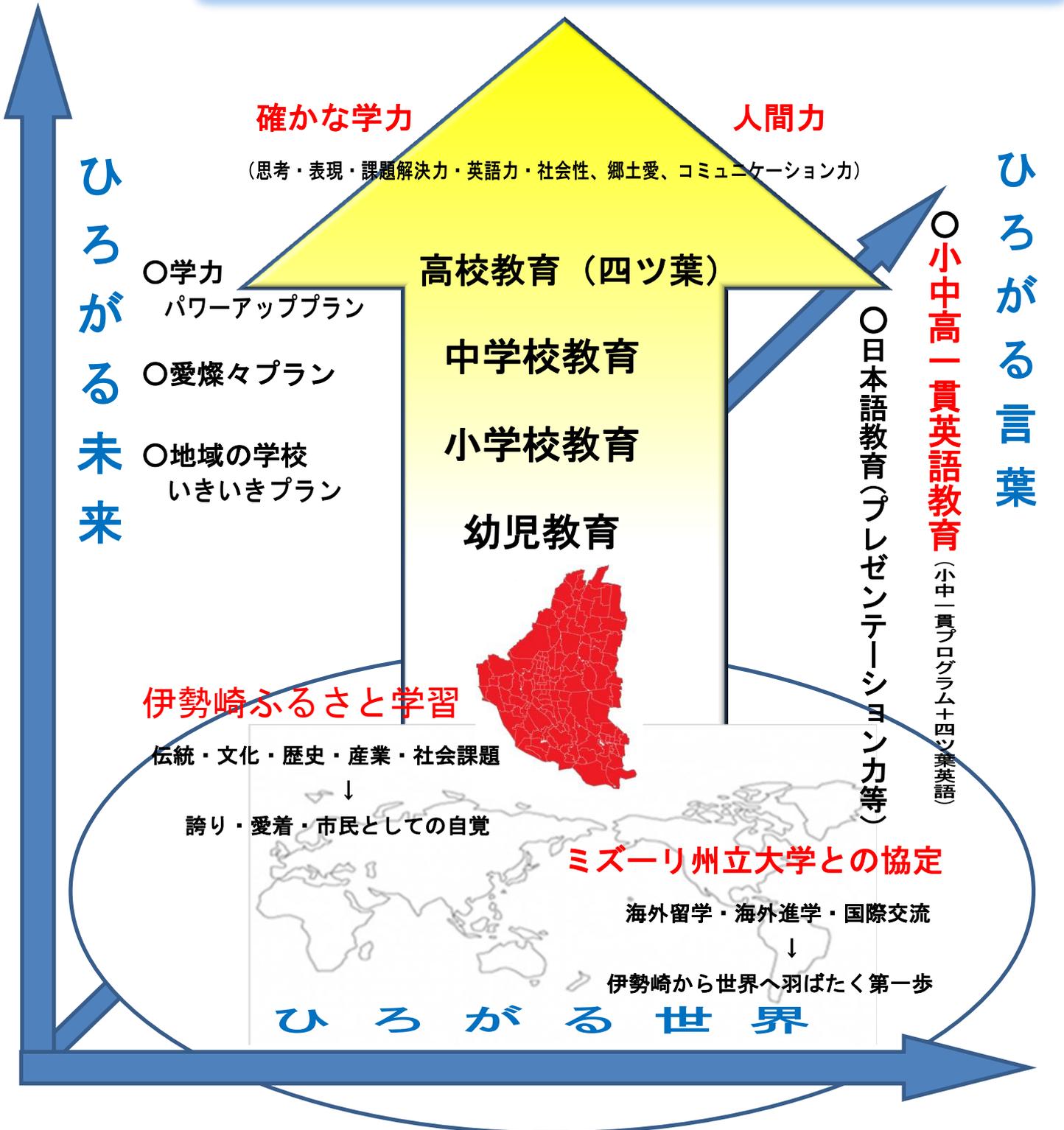
(3) MSU と連携した教育プログラムについて

本市は2011年度（平成23年度）に結んだMSU（ミズーリ州立大学）との協定に基づき、中学生海外語学研修ではMSU 附属語学学校において語学研修を実施したり、海外グローバルリーダー研修として四ツ葉学園の生徒が現地でフィールドワークを行ったりするなど、様々な取組を行っています。

伊勢崎市グローバル教育構想図

— ひろがる未来・ひろがる世界・ひろがる言葉 —

伊勢崎市民として郷土に愛着と誇りを持ち、
グローバル化する社会を生き抜く力



伊勢崎市小中一貫英語教育カリキュラム構想図

ふるさとへの誇りと豊かな英語力をもった生徒の育成

四ツ葉学園中等教育学校

◇海外グローバルリーダー研修

- 地域・世界の問題の解決策提言
- 地域・世界の問題を知る・考える



中学3年

- 地域の課題解決プレゼンテーション
- ◇ 伊勢崎市中学生海外語学研修
- ふるさと伊勢崎の「よさ」プレゼンテーション

中学2年

- 今年の出来事・英字新聞作り
- わたしの街紹介プレゼンテーション
- 将来の夢スピーチ

中学1年

- 一年の思い出スピーチ
- 有名人紹介スピーチ
- 自己紹介スピーチ

小学4～6年

- レッツトライ
- パフォーマンス発表
- 友達紹介、好きな教科、道案内、単語指導

小学1～3年

- レッツトライ
- パフォーマンス発表
- 自己紹介、好きなもの、買い物、文字指導

小中一貫英語力向上カリキュラム

伊勢崎市式9年間の英語教育メソッド

ミズーリ州立大学と連携した教員研修の充実・人材育成(CELTA英語指導力向上講座)